

令和6年10月1日から

# 働き方改革推進奨励金

## の申請受付が始まります！

男女が働きやすい職場づくり、男性の育児休業及び介護休業の取得促進に取り組む県内の中小企業・小規模企業に対して、取組を後押しするために奨励金を支給します。ぜひご活用ください。

### 【支給対象】

令和6年度または令和5年度に「みえの働き方改革推進企業」に登録した中小企業・小規模企業\*で、その他要件を満たす企業。



※令和6年度における「みえの働き方改革推進企業」の申請受付は7月31日(水)17時までです。

奨励金の申請受付期間、申請方法については本チラシ裏面をご覧ください。

対象取組

\*中小企業・小規模企業とは、三重県中小企業・小規模企業振興条例第二条に基づきます。

## (1)男女がともに働きやすい職場づくり

(各20万円)

### ①離職者の再雇用

出産、育児、介護等を理由に離職した労働者の再雇用(離職前、再雇用後の雇用形態は問わない)

### ②治療と仕事の両立

不妊治療等をはじめとした治療と仕事の両立を図るための休暇制度があり又は新たに導入し、利用実績がある

### ③正規雇用への転換

パートタイマー等からの転換制度があり又は新たに導入し、利用実績がある

### ④女性の積極採用

令和6年1月から12月までに採用した労働者(正規雇用労働者に限る)のうち、女性の割合が対前年比20%以上上昇

### ⑤女性専用施設等の整備

女性が働きやすい職場環境づくりに資する施設、設備又は備品の新設を実施(トイレ、更衣室等)

①から⑤についての詳細は要項をご覧ください。

## (2)男性の育児休業取得

- ・7日以上(週休日除く) 10万円
- ・1か月以上(週休日含む) 30万円
- ・3か月以上(週休日含む) 50万円

※産後パパ育休を含む

※連続した3か年度で3人まで

## (3)介護休業・介護休暇取得

- ・5日以上(週休日除く) 10万円
- ・1か月以上(週休日含む) 30万円

※連続して取得した場合に限る

※連続した3か年度で3人まで

## 【申請受付期間】

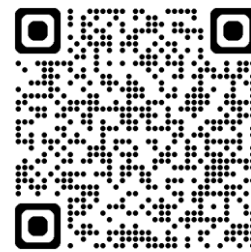
**令和6年10月1日(火)から令和7年3月31日(月)まで**

※ただし、受付期間中であっても申請が予算額に達した場合は受付を終了しますので、早めに申請くださいますようお願いいたします。

## 【申請書類の提出方法】

**オンライン申請又は郵送 令和7年3月31日(月)まで(消印有効)**

※料金が不足する場合は受付いたしませんので、発送前に送料を確認のうえご提出ください。



三重県ホームページ

### 〈オンライン申請〉

申請要項もしくは三重県ホームページに記載のURLより三重県電子申請・届出システムにアクセスし、必要書類を提出してください。

※取組内容により、申請に必要な書類が異なりますのでご注意ください。

### 〈郵送先〉 〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課 宛て

※封筒オモテ面に「**働き方改革推進奨励金 申請書在中**」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および会社名、担当者名をご記載ください。

※**レターパック・簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法**で郵送してください。

## ※申請前に必ずお読みください※

- 1 奨励金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実等が判明した場合は、奨励金の交付決定を取り消します。奨励金を振込済みの場合、申請者は、奨励金を全額返還することとなります。
- 2 奨励金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者に対して実施した事業の検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者(又は問合せ担当者)へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない等、申請内容の不備又は不足が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合は、申請者が奨励金の交付を受けることを辞退したものとみなし、不採択の決定を行います。
- 4 奨励金の虚偽申請や不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、直ちに申請者名等を警察へ通報します。

### ■お問い合わせ先

三重県雇用経済部雇用対策課

【住所】 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

【電話】 059-224-2454/2465

【メール】 koyou@pref.mie.lg.jp